5　認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動･心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ　認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	(1)　認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	（761 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	－76単位	1日につき＋50単位			1日につき＋120単位
		要介護2	（797 単位）				－80単位				
		要介護3	（820 単位）				－82単位				
		要介護4	（837 単位）				－84単位				
		要介護5	（854 単位）				－85単位				
	(2)　認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	（749 単位）				－75単位		1日につき＋25単位		
		要介護2	（784 単位）				－78単位				
		要介護3	（808 単位）				－81単位				
		要介護4	（824 単位）				－82単位				
		要介護5	（840 単位）				－84単位				
ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）※	(1)　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	（789 単位）					1日につき＋50単位		1日につき＋200単位（7日間を限度）	
		要介護2	（825 単位）								
		要介護3	（849 単位）								
		要介護4	（865 単位）								
		要介護5	（882 単位）								
	(2)　短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	（777 単位）						1日につき＋25単位		
		要介護2	（813 単位）								
		要介護3	（837 単位）								
		要介護4	（853 単位）								
		要介護5	（869 単位）								

注　入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注　看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)　死亡日以前4日以上30日以下	（1日につき　144単位を加算）	
	(2)　死亡日以前2日又は3日	（1日につき　680単位を加算）	
	(3)　死亡日	（1日につき　1，280単位を加算）	
ハ　初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき　30単位を加算）	
ニ　医療連携体制加算	(1)　医療連携体制加算(Ⅰ)	（1日につき　39単位を加算）	
	(2)　医療連携体制加算(Ⅱ)	（1日につき　49単位を加算）	
	(3)　医療連携体制加算(Ⅲ)	（1日につき　59単位を加算）	
ホ　退居時相談援助加算		（400単位を加算（利用者1人につき1回を限度））	
ヘ　認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)	（1日につき　3単位を加算）	
	(2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)	（1日につき　4単位を加算）	
ト　生活機能向上連携加算		（1月につき　200単位を加算）	
チ　口腔衛生管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき　30単位を加算）	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
リ　栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき　5単位を加算（6月に1回を限度））	
ヌ　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	（1日につき　18単位を加算）	
	(2)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	（1日につき　12単位を加算）	
	(3)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき　6単位を加算）	
	(4)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき　6単位を加算）	
ル　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき　＋所定単位×111／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき　＋所定単位×81／1000）	
	(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき　＋所定単位×45／1000）	
	(4)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき　＋(3)の90／100）	
	(5)　介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	（1月につき　＋(3)の80／100）	
ヲ　介護職員等特定処遇改善加算	(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき　＋所定単位×31／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(2)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき　＋所定単位×23／1000）	

※　短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。